

川越市建設工事請負契約等に係る予定価格の事前公表取扱要領

平成23年9月5日 決裁

1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事請負契約及び建設工事に係る設計、調査、測量等の委託契約（以下「建設工事請負契約等」という。）の入札に関し、その透明性を高めるとともに、入札参加者が入札前に予定価格を探ることにより公正な入札が阻害されることを防止するため、建設工事請負契約等に係る予定価格の事前公表に関して必要な事項を定める。

2 事前公表の対象

事前公表の対象は予定価格とする。

3 公表の方法及び時期

- (1) 予定価格の公表の方法は、原則として閲覧方式とし、入札を所掌する課の長が指定する場所にて行う。
- (2) 予定価格の公表は、文書により入札日の前日に行うものとする。
- (3) 電子入札で行う場合の予定価格の公表は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、埼玉県電子入札共同システムにおいて公表するものとし、一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名通知日に行うものとする。

4 入札の手続

予定価格の事前公表がされた入札の手続は、川越市契約規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は、入札を中止し、不調とする。
- (2) 入札参加者は、入札時に入札額の根拠となった見積内訳書を提出するものとする。
- (3) 応札者は、自らの意思により当該入札を辞退することができる。

附 則

この要領は、平成12年11月1日から施行し、同日以後に通知する指名競争入札又は同日以後に告示する一般競争入札に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に通知する指名競争入札又は同日以後に告示する一般競争入札に係る入札から適用する。